

逗子市例規における 「市民」「住民」 の定義等について

「市民」とは？

人々の概念としての「市民」

条文上で規定される「市民」

- ・行政単位としての市に住む人
- ・地球「市民」？
- ・「市民」権を得る？
- ...etc

- ・市内に住所を有する人
- ・通勤・通学者？
- ...etc

「市民」「住民」の定義（1）

- **（参考）地方自治法**

第10条 市町村の区域内に住
所を有する者は、当該市町村及
びこれを包括する都道府県の住
民とする。

「市民」「住民」の定義（2）

- ・ 逗子市まちづくり条例

第3条(定義) 市民 市内に住所を有する者、市内で事業を営む者及び市内の土地又は建物を所有する者をいう。

- ・ 逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例

第2条第3号 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

「市民」「住民」の定義（3）

- ・ **逗子市空き家等の適正管理に関する条例**

第2条第4号 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

- ・ **逗子市住民自治協議会等に関する要綱**

第2条第2号 地域住民 地域に在住、在勤の個人並びに地域で事業を行い、又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

「市民」「住民」の権利

- **(参考)地方自治法**

第10条第2項 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

- **逗子市市民参加条例**

第4条(市民の権利) 市民は、行政活動に参加する権利を持ちます。

「市民」「住民」の役割(責務) (1)

▪ (参考)地方自治法

第10条第2項 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

「市民」「住民」の役割(責務) (2)

- ・ **逗子市市民参加条例**

第5条(市民の役割) 市民は、市民参加をするときは、自らの行動と発言に責任を持ち、他の市民の参加の権利に配慮し、良識を踏まえて行動するものとします。

- ・ **逗子市暴力団排除条例**

第5条(市民及び事業者の役割) 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

「市民」「住民」の役割(責務) (3)

- ・ **逗子市まちづくり条例**

第5条(市民の責務) 市民は、まちづくりの推進に主体的に取り組むとともに、市が行うまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

- ・ **逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例**

第5条(市民の責務) 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。